

2024年7月31日

京都市南区上鳥羽鉾立町 11 番地 1
任天堂株式会社
代表取締役社長 古川 俊太郎

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

ニンテンドー3DS シリーズおよび Wii U の「ニンテンドーe ショップ」サービス終了に伴い、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、ニンテンドープリペイド番号のうち、ニンテンドー3DS シリーズおよび Wii U の未使用残高をお客様へ払戻しいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
任天堂株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
ニンテンドープリペイド番号のうち、ニンテンドー3DS シリーズおよび Wii U の未使用残高

※以下は払戻し対象外です。

- プリペイドカード／プリペイド番号
- ニンテンドーアカウントの残高
- ニンテンドーネットワーク ID とニンテンドーアカウントの残高をまとめている場合の残高

3. 払戻し申出期間
2024年8月1日（木）から2025年3月31日（月）まで

※この申出期間終了までに払戻しのお申出がない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されます。

4. 払戻し申出の方法

上記の払戻し申出期間終了までに、「ニンテンドー3DS シリーズおよび Wii U の『ニンテンドーe ショップ』サービス終了に伴う未使用残高の取り扱いと払い戻しについて」

(<https://support.nintendo.com/jp/information/2023/0216.html>) をご確認のうえ、お申込みください。

※すでに払戻しのお手続き済みの場合、改めてお手続きいただく必要はありません。

5. 払戻しの方法

お申出後、以下のうちお客様が選択した方法により払戻しいたします。なお、手数料については、弊社にて負担いたします。

- ① 銀行口座への振込
- ② 所定のコンビニエンスストア（ローソン）でのお受け取り

6. 払戻しに関するお問い合わせ先

オンラインお問い合わせ窓口 (https://support-jp.nintendo.com/app/ask_other/subject/3DS・WiiUのeショップ終了について/) よりお問い合わせください。

以 上